

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

ページ

(人事課) 一

(人事課) 一

規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二十二号イを次のように改める。

イ 第十九条の第三十項の規定による指定小児慢性特定疾病医療支援に要した費用の支払

第六条第一項第二十四号ロ中「第七条第三項ただし書」の下に「第十七条第四項において準用する場合を含む。」を、「薬局の管理者」の下に「医薬品製造管理者(薬局製造販売医薬品製造業に係るものに限る。以下この号において同じ。)」を加え、同号ト中「第十三条第二項及び第三項」を「第十三条第一項、第三項及び第六項」に改め、同号ウ中「による」の下に「管理医療機器の販売業及び貸与業の」を加え、同号ネ中「による」の下に「取扱処方箋数の」を加え、同号ウを次のように改める。

ウ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例(平成十二年宮城県条例第五十七号)第二条及び第三条の規定による薬局開設者、医薬品の製造業者(薬局

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第二十三号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一保健福祉部長の疾病・感染症対策室に係る専決事項の項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同項第四号中「特定疾患の治療に係る通院介護費用交付規則」を「指定難病等の治療に係る通院介護費用交付規則」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 児童福祉法の施行に関する次のこと。

イ 医療費支給認定の取消し(第十九条の六)

ロ 指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者に対する勧告、公表及び措置命令(第十九条の十七)

ハ 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止(第十九条の十八)

ニ 指定医の指定の取消し(児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第七条の十

製造販売医薬品製造業者に限る。)、店舗販売業者、卸売販売業者、高度管理医療機器等の販売業者又は貸与業者及び再生医療等製品の販売業者並びに薬局の管理者、医薬品製造管理者、店舗管理者、医薬品営業所管理者、高度管理医療機器等営業所管理者及び再生医療等製品営業所管理者の変更並びに薬局の管理者、医薬品製造管理者、店舗管理者、医薬品営業所管理者、高度管理医療機器等営業所管理者及び再生医療等製品営業所管理者の兼務の廃止の届出の受理

第六条第一項中第四十六号を第四十七号とし、第四十三号から第四十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四十二号中「特定疾患の治療に係る通院介護費用交付規則」を「指定難病等の治療に係る通院介護費用交付規則」に改め、同号を同項第四十三号とし、同項第四十一号を同項第四十二号とし、同項第四十号の次に次の一号を加える。

四十一 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第七条第七項の規定による指定特定医療に要した費用の支払

附則

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

六

四 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）の施行に関する次のこと。

イ 支給認定の取消し（第十一条）

ロ 指定医療機関の開設者に対する勧告、公表及び措置命令（第二十二條）

ハ 指定医療機関の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止（第二十三條）

ニ 指定医の指定の取消し（難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号）第二十條）

別表第一疾病・感染症対策室長の専決事項の項第四号を次のように改める。

四 児童福祉法の施行に関する次のこと。

イ 小児慢性特定疾病医療費の支給（第十九條の二）

ロ 医療費支給認定及びその変更（第十九條の三、第十九條の五）

ハ 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定及びその更新（第十九條の九、第十九條の十）

ニ 指定小児慢性特定疾病医療機関等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求、質問並びに検査（第十九條の十六）

ホ 小児慢性特定疾病医療費の額の決定（第十九條の二十）

へ 指定医の指定及びその更新（児童福祉法施行規則第七條の十、第七條の十二）

別表第一疾病・感染症対策室長の専決事項の項第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号中「特定疾患の治療に係る通院介護費用交付規則」を「指定難病等の治療に係る通院介護費用交付規則」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「特定疾患に係る訪問看護費用交付規則」を「指定難病等に係る訪問看護費用交付規則」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 特定医療費の支給（第五条）

ロ 支給認定及びその変更（第七條、第十條）

ハ 指定医療機関の指定及びその更新（第十四條、第十五條）

ニ 指定医療機関等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求、質問並びに検査（第二十一條）

ホ 特定医療費の額の決定（第二十五條）

へ 指定医の指定及びその更新（難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十五條、第十七條）

別表第一業務課長の専決事項の項第三号中「第三十六條の四」を「第三十六條の八」に改める。
別表第七保健所の地域保健福祉部長の専決事項の項第四号イを次のように改める。

イ 指定小児慢性特定疾病医療支援に要した費用の支払（第十九條の三）

別表第七保健所の地域保健福祉部長の専決事項の項第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第八号中「特定疾患の治療に係る通院介護費用交付規則」を「指定難病等の治療に係る通院介護費用交付規則」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 難病の患者に対する医療等に関する法律第七條第七項の規定による指定特定医療に要した費用の支払（支所の事業担当区域に係るものを除く。）

別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第二十号ロ中「薬局の管理者」の下に「、医薬品製造管理者（薬局製造販売医薬品製造業に係るものに限る。以下この号において同じ。）」を、「第七條」の下に「、第十七條」を加え、同号ヲ中「届出」を「管理医療機器の販売業及び貸与業の届出」に改め、同号中ヲを削り、ナをラとし、ネをナとし、ツをネとし、同号ソ中「届出」を「取扱処方箋数の届出」に改め、同号中ソをツとし、ワからレまでをカからソまでとし、ヲの次に次のように加える。

ワ 再生医療等製品の販売業の許可及びその更新（第四十條の五）

別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第二十号に次のように加える。

ム 薬局開設者、医薬品の製造業者（薬局製造販売医薬品製造業者に限る。）、店舗販売業者、卸販売業者、高度管理医療機器等の販売業者又は貸与業者及び再生医療等製品の販売業者並びに薬局の管理者、医薬品製造管理者、店舗管理者、医薬品営業所管理者、高度管理医療機器等営業所管理者及び再生医療等製品営業所管理者の變更並びに薬局の管理者、医薬品製造管理者、店舗管理者、医薬品営業所管理者、高度管理医療機器等営業所管理者及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（平成十二年宮城県条例第五十七号）第二条、第三条
別表第七保健所の塩釜保健所の支所長の専決事項の項第一号中「第十二号」を「第十三号」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年一月一日から施行する。